

令和 6 年度

## 塗装及び標識等の標示に関する仕様書 (道路維持機械)

北 海 道

この仕様書は、北海道が購入する建設機械の塗装及び標識等の表示に関し共通して適用する。  
ここに明記されていない箇所については北海道と物品供給人が協議のうえ、適宜その方法を定めるものとする。

## 1 塗装仕様

## (1) 前処理

第 1 種ケレンに相当する脱錆、並びにアルカリ洗剤、溶剤等による洗浄脱脂を行う。

## (2) 表面処理及び下塗り

前処理後直ちに皮膜化成、又はプライマによる表面処理を行う。皮膜化成後の下塗りは電着塗装とする。プライマは、1～2回塗りとする。高温部においては、耐熱プライマとする。

## (3) パテ修正及び中塗り

パテ修正を行う場合はパテが完全に乾燥した後、水研ぎを行いプライマを1～2回塗る。サーフェサは塗装系に応じて1～2回塗るものとする。

## (4) 仕上げ塗装

フタル酸樹脂系塗料又はこれと同等性能以上を有する塗料を2～4回塗りとし、機械内部及び下面については1～2回塗りとする。高温部は300℃～600℃の耐熱塗料を1～2回塗るものとする。

## 2 塗色

## (1) 上塗装 (機械外面)

日本塗料工業会塗料用標準色見本帳 (2013年版) 色番号「G22-80X」とする。  
なお、標準色が改訂された場合は、これに相当する塗色とする。

## (2) 運転室内面

夜間作業時に照明等による幻惑の無いように暗色系の塗色を標準とする。

## 3 表示文字

表示する文字は特に指定する場合を除き、丸ゴシック体で白色又は黒色とする。

## 4 白色帯

幅 15 cm の帯状の直線で大略水平なもので、車側窓下部及びキャブ周囲に亘って表示する。  
但し、次に掲げる箇所は省略することができる。

(1) フロントグリル等車体表面が平坦又は連続的でない箇所。

(2) 通常時車体表面が露出しない箇所。

(3) その他構造、形状等により表示スペースのない箇所。

## 5 白色帯内の文字

白色帯内には「北海道」と表示するものとし、その文字形式・寸法は別図-1を標準とする。

6 バンパ等の塗色

車体前後部のバンパまたはこれに類する部分には別図－2 示す赤白縞の塗色を行うものとし、車体後部の赤色部分は反射塗料若しくは反射テープを使用するものとする。

7 建設機械番号の表示

建設機械番号の表示内容は別図－3 に示すとおりとし、表示位置は次のとおりとする。なお、通常使用（洗車等）による文字欠落等を防ぐために、透明無色フィルムを表示文字部分に貼付する等の対策を行うものとする。

(1) 本体部 両側面の適当な位置

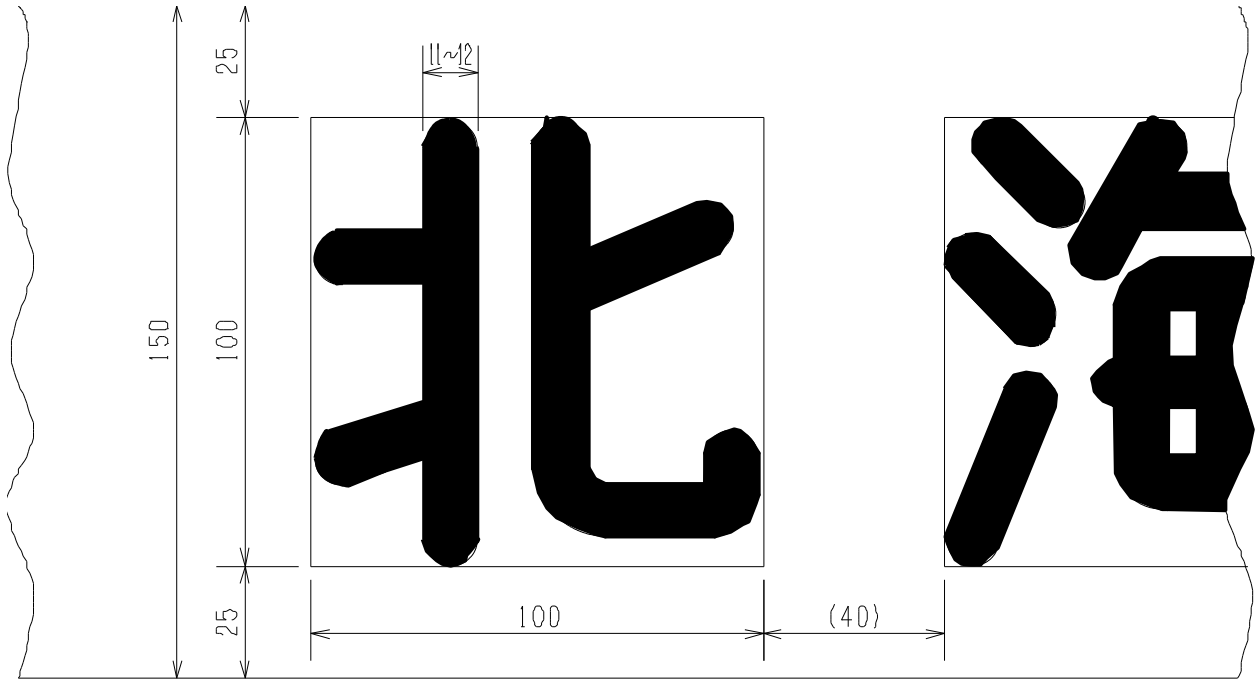
8 「北海道」の表示

「北海道」の表示は、機械の大きさ、形状等を考慮の上、車体両側面（車体形状によっては前面・後面）になるべく大きく表示するものとする。

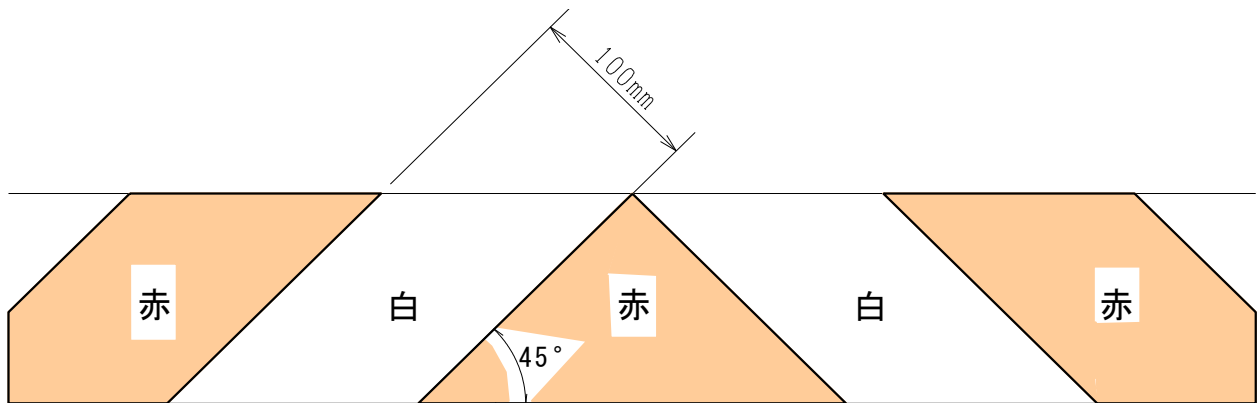
9 法令等に基づく表示

道路運送法第 95 条、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法第 4 条等、関係法令の規定により表示する必要があるものは、必要事項を指定された方法で表示するものとする。

別図 - 1



別図 - 2



別図 - 3

